

令和元年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（8月27日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
報告第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
議案第20号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	4
質疑	5
佐藤講英君	5
（答弁）二瓶消防本部予防課長	5
佐藤講英君	5
（答弁）大石消防本部総務課長	6
佐藤講英君	6
（答弁）大石消防本部総務課長	6
佐藤講英君	6
（答弁）大石消防本部総務課長	7
佐藤講英君	7
（答弁）二瓶消防本部予防課長	8
佐藤講英君	8
（答弁）二瓶消防本部予防課長	8
佐藤講英君	8
（答弁）二瓶消防本部予防課長	8
佐藤講英君	8

(答弁) 二瓶消防本部予防課長	9
佐藤講英君	9
(答弁) 佐藤消防本部消防長	10
佐藤講英君	10
(答弁) 二瓶消防本部予防課長	11
佐藤講英君	11
表決	11
議案第21号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	12
表決	13
閉会	13

令和元年第5回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和元年8月27日（火）

午後2時05分開会～午後2時43分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第2号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第5 議案第20号 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第21号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第2号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 議案第20号 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第21号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

4 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 佐藤和好君 | 2番 佐藤講英君 |
| 3番 相澤孝弘君 | 4番 氏家善男君 |
| 6番 佐藤貞善君 | 7番 今野公勇君 |
| 8番 工藤清悦君 | 9番 三浦又英君 |
| 10番 伊藤淳君 | 11番 大泉治君 |
| 12番 久勉君 | 13番 大橋昭太郎君 |
| 14番 吉田真悦君 | 15番 平吹俊雄君 |

5 欠席議員（1名）

- 5番 佐藤勝君

6 説明員

- | | |
|------------|----------------------|
| 管理者 伊藤康志君 | 副管理者 猪股洋文君 |
| 副管理者 早坂利悦君 | 副管理者 遠藤积雄君 |
| 副管理者 金森正彦君 | 事務局長兼
総務課長 茂和泉浩昭君 |

業務課長 柴岡雄司君
施設管理課長 村上文彦君
消防本部長 佐藤光弘君
消防本部長 大石誠君
消防本部長 大石誠君

施設管理課長 横田宏幸君
ほなみ園長 山中政裕君
消防本部長 小山年秋君
消防本部長 二瓶敏之君
消防予備課長 二瓶敏之君

7 議会事務局出席職員

事務局長 高橋幸志君
主査 遠藤美紀君
総務課長 高橋正樹君
総務企画係長 高橋正樹君

次長 柳川敦君
兼議事係長 柳川敦君
総務課長補佐 川鍋正敏君

会 議 の 経 過

開 会

午後2時05分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和元年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（佐藤和好君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る7月31日に開催されました涌谷町議会定例会7月会議において、久 勉議員が組合議会議員に選出されました。まことにおめでとうございます。組合規約第5条の規定により、組合議会議員に御就任されました。

よって、組合議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。久 勉議員を12番に指定いたします。なお、久議員からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛をさせていただきます。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議長からお許しをいただきましたので、この機会に私からも久議員をお迎えするに当たりましてお喜びを申し上げたいと思います。

議長から御紹介がありましたように、去る7月31日に開催されました令和元年涌谷町議会定例会7月会議において、当組合議会議員に久 勉議員が選出されましたことに対し心からお祝いを申し上げ、就任のお喜びを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、今般選出されました久議員におかれましては、涌谷町議会議員でありますことはもとより、国際交流活動やライオンズクラブ活動などボランティア活動で広範に活動を展開されておりますので、その御経験も生かされまして大崎広域圏の振興、発展のために一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御就任のお祝いとさせていただきます。おめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 本日の会議録署名議員を指名いたします。4番氏家善男議員、

15番平吹俊雄議員のお二人にお願いをいたします。

本日の欠席通告者は、5番佐藤 勝議員でありますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第4 報告第2号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 報告第2号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第2号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の翌年度への繰り越しにつきまして、繰越額が確定いたしましたので御報告いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

4款衛生費、3項清掃費の熱回収施設等整備事業は、新リサイクルセンター建設工事費及び施工監理費で翌年度への繰越明許費繰越額は5億4,877万4,560円、西部玉造クリーンセンター処理事業費、中央クリーンセンター処理事業費、東部クリーンセンター処理事業費及び大日向クリーンパーク処理事業費は、それぞれ農林業系廃棄物処理事業費の繰越明許費繰越額として4件で547万5,000円となり、翌年度への繰越明許費繰越額は総額で5億5,424万9,560円となりました。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の御報告とさせていただきます。

「日程第5 議案第20号 大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第20号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第20号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条

例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の2ページ、3ページをお開き願います。

令和元年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の8%から10%への税率引き上げに伴い、総務省において積算に増額の影響を受けることとなる手数料の見直しを行ったところであります。その結果、直近の人件費や物件費との変動を加味しても増額となる項目があったため、令和元年5月24日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されました。

この政令の改正により、浮き屋根式及び浮き蓋付特定野外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る審査手数料の額が引き上げられたことから、大崎地域広域行政事務組合手数料条例（別表1）で定める手数料の金額を改正するものであります。

以上、議案第20号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 通告に基づいて質疑をさせていただきます。

同僚議員からは空気を読みなさいという声も聞こえてきつつありますが、今回は御了解いただいて、手短かにひとつお答えいただければ、こちらも手短かにまいりますのでよろしく願いをいたします。

今、管理者のほうから条例改正の趣旨について御説明をいただきました。これは本市の条例がありまして、第1条の中に特定のものに対するための事務について徴収する手数料及び行政不服審査法に基づいて云々ということがありますけれども、この手数料の改正案が提案されたわけであります。

今、管理者のほうから御説明がありましたけれども、今年度予算において消防手数料が前年度対比で約3%と伸びておるにもかかわらず、危険物貯蔵量が最大1万キロ以上の貯蔵所を今年度10月1日をもって値上げする理由について、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

管理者からの提案説明の中でも御説明したとおり、危険物手数料につきましては地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づきまして定めております。そのため、このたびの消費税の引き上げに伴い政令が改正されたことから、それに基づきまして手数料条例を改正するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） そこは管理者の説明でわかりましたので、その内容なんですな。

政省令によってその改正する理由、人件費とかその辺が積算根拠としてあったと思うんですけども、そこがなぜこの部分だけ、1万トンですね。この1万キロリットル以上の部分を改

正に至ったのかというその理由について、多分そこはわかっておるのかなあとと思うんですけども、もし知っているのであればお答えいただければと思います。

○議長（佐藤和好君） 大石総務課長。

○消防本部総務課長（大石 誠君） それでは、総務課の大石です。私のほうからお話しさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令につきましては、おおよそ3年に1度改正を行っております。こちらの中で、特に今回については消費税8%から10%に引き上げられるということで、その中の手数料のうち人件費、物件費で当然計算されているわけなんですけど、物件費のほうの値上げ分、消費税率が上がる分につきまして総務省のほうで計算を行っております、そちらのほうで今回、平成26年に一旦こちらの政令の改正で手数料額が上がっているんですけど、取り込めない部分についてのみ引き上げたということで伺っております。ただ、中身につきましては、総務省のほうで公表されておりませんので、詳しい積算のところまでは把握していないという状況になります。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 積算の詳しいところはお聞きして、そこはいいんですけども、なぜこの1万キロリットル以上の部分だけ総務省は改正したのかということについて、ちょっと調べてみました。

そうしますと、やはり物件費というのが大きいようであります。この物件費の変動というのはどのようなものを指して、この部分でですね。消防法に関する部分で物件費というのはどのように捉えておるのか、そこはどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 消防本部、大石総務課長。

○消防本部総務課長（大石 誠君） それでは、先ほど申し上げましたとおり総務省のほうで積算根拠のほうは公表しておりませんので、詳細についてはわからない点がございます。

ただ、手数料額については、一般にその係る経費についてということで積算しておりますので、例えばその手数料額、今回につきましては危険物の規制に関する許可、この際の手数料の徴収ということになりますので、その許可に当たる人件費と、あとさらにはその処理に係る例えばパソコンの使用料、あと例えば紙の使用料、そういったものを全て考慮してということで、先ほど言った人件費と物件費に分けて、消費税額については物件費のほうにかかってまいりますので、その物件費のほうの高騰による手数料額の引き上げということになるというふうに伺っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 了解をいたします。

そこでですけども、1万キロリットル以下の部分について、お聞きしますと、この条例改正の部分については本市に該当する施設というのは今のところないというふうに理解しておるんですけども、それで1万キロ以下の部分についてなんですけども、新設部分については

やはり人件費もかかりまして、人件費も高騰しておりますし消費税もあるわけでありましてけれども、その部分について、なぜそこに踏み込まなかったのかという思いをするわけでありまして。

いろいろ調べてみますと、担当課が新設するそういった危険物の許可に係る部分であり、検査に行く場合にやはり同じだと思うんですね。かかる手、時間もですね。そうしますと、1万キロ以下の部分についても当然その改正があってもいいのではなかったのかなあという思いもするわけでありましてけれども、そこは今後見込む部分が見込めるのかですね。というのは、やはり人件費も広域の部分に、そこに行く職員の方々もやはり広域の負担になってまいりますので、そこをできるだけ増額してもらおうということになれば我々としても一定程度納得するんでありますけど、その辺はどのようにお考えなのか。そこをどう捉えておるのかですね、そこをお尋ねいたします。

○議長（佐藤和好君） 大石消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大石 誠君） たびたび同じような回答になってしまうかもしれませんが、御了承いただきたいと思えます。

まず地方公共団体の手数料の標準に関する政令、これにつきましては手数料額のうち全国统一して定めることが特に必要と認められる標準事務と言われるものについて定めるものであります。それを各市町村ごと別個に手数料額を定めるものではなくて、例えば危険物の許可に関する手数料についてはおおよそ全国一律の金額にしましょうといったことを目的として定められております政令でございます。

あと先ほど申し上げました、どうしてこの許可の部分だけ引き上げられたのかということですが、こちら申しわけありません。詳細は公表されておりませんので不明ですが、基本的にはこちらの手数料の標準の政令については閣議決定されております地方分権推進計画のほうで見直しについて、3年に1度見直してくださいと。これについては、例えば先ほど申し上げました消費税の増税だったり、例えば経済的な物価、さらには一般的な人件費、こういったもの高騰を考慮しながら3年に1度見直していただきたいということで閣議決定された部分で、今回こういった部分の改正を行っているんですが、平成26年に一度この3年に1度の改正という時期がありまして、それで改正は行ったところです。

今回、消費税額2%上がって、さらに平成26年度引き上げて、さらにまた手数料額の金額に盛り込められない、さらに26年の一旦手数料額を引き上げた、増額した、そういったものでは取り込められない部分のみもう一度2%の物件費を引き上げたというふうに話を聞いております。いずれ、先ほど言った物件費、人件費の部分を算定しながら物件費分で平成26年に増額があった部分でさらにまた増額が必要だと算定された部分のみ引き上げられたということで、一部の部分が引き上げられた状況となっている模様です。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 了解をいたしました。しかし、先ほども申し上げている部分ですね。それ以下の部分についても同じように人件費で時間もかかって、検査に入るわけですので、ここだ

け上がるという部分についてはちょっとどうなのかという思いをしております。それは理解いただければと思います。

そこで次に移りますけれども、今年度予算において危険物取扱手数料が250万と計上をされております。これは一定程度を見込んで予算計上したんでありますけれども、この内訳について新しく設置する部分、あとは変更とか完成した部分の検査、それから仮使用の部分の検査等いろいろあるようでありますけれども、その主な部分で結構ですので教えをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず項目につきましてでございますが、設置許可申請、それから変更許可申請、さらには仮使用承認等の申請等がございます。さらには仮使用承認、完成検査申請、それから仮貯蔵承認、仮取扱承認と6つの部分が項目として上げられております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ですから、250万予算計上したわけですので、その中の主な部分ですね。どの部分がどれくらいというふうに予算計上したのかですね。大きな部分で結構ですので、例えば設置ですと何か所分ぐらい見込んでおると。その部分で幾らというふうなお答えをいただければと思うんですけど。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） お答えいたします。

手数料の内訳としまして、占める割合が最も多いものについては変更許可申請となっております。なお、この変更許可申請につきましては今回は121万円、構成割合ですればおおむね40%から50%くらいを見込んでおるところでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

そこででありますけれども、次の項目にも関係しますのでそこはまず先にお尋ねをしておきます。平成28年の消防手数料、収入済み額が320万であります。これも予算計上からすると少し上がっているようでありますけれども、平成29年の収入済み額は幾らだったのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） 御質問にお答えをいたします。

平成29年度の消防手数料の収入済み額は334万900円でございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

それでは、そこでありますけれども、この主な部分については変更ということであります。多分収入済み額もその部分だろうと思っております。

この危険物の貯蔵量ですね。この部分で我々が認識するのは、危険物といえば油類とかその辺を認識しているんでありますけれども、あるいは花火なんかに使う火薬類とか、その辺を認識しているんでありますけれども、多分その部分のということでお尋ねするんでありますけれども、現在この管内においても油の部分でスタンドなんかを経済上の理由で閉めている箇所が何カ所か見受けられます。また、新たに設置するというところもあるのではないかなあと思うんでありますけれども、現在休んでいる部分について、何カ所ぐらいというふうにつかんでお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

施設ごとによってその数については違いがございますが、廃止している部分について御説明申し上げますと、過去3年を見ますと一番多く廃止しているところが移動タンク貯蔵所といまして、これはタンクローリーでございます。タンクローリーの部分が過去3年においては一番多く廃棄しているところであり、次いで廃棄の処分、廃棄対応しているところは地下タンク貯蔵所という形になってございます。

なお、新たに設置するという部分については、一番多い部分についてはやはり移動タンク貯蔵所、これもタンクローリーですけれども、これが一番多く該当しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

管内においても、地下タンクでやめておって廃止になっている部分というのがあると思うんでありますけれども、ちょっと古い話になりますけれども2008年の7月ですね。私が消防団で、ここは隣のまちである工場が火災を起こしてしまいました。私も隣ですので出動したわけでありまして、この工場の名前はもう過去のことですから控えさせていただきますけれども、ここは夕方6時25分ですかね、出火したわけでありまして。ここは工場の中にある火花がゴムに火が移ったということで火災が起きて、黒煙が大きくなって我々も出動したわけでありまして、このときにちょっと感じたんでありますけれども、そこにも大きな貯蔵庫がありました。私らが現場に着いたときに、やはり広域のほうからその部分についてはここを重点的にというふうに指示されたわけでありまして、そのときに感じたんでありますけれども、一定程度ここにおいては検査はしているんでありますけれども、万が一、その部分が出火した場合の対応について、そこは隣が住宅地でありました。そこがもともと工場があって、後から住宅になったのではなくて、もう最初からそこは住宅、工場としてあって、道路を隔てて両側に工場があって、こちらのほうで出火をしたということでありまして。そのときに感じたんでありますけれども、火災が発生して風向きが変わったんですね。そうすると、近隣の住宅街に黒煙がずうっと入っていったために、我々としては今度その避難を、広報ということでさせられたわけですが、国道を挟んでいるがために水がある部分が国道を渡って放水とい

うわけにいかないのです、新しい工場の部分の貯水タンクからくみ上げた。水をそこにかけてわけでありますけれども、そのとき感じたのは、黒煙が変わったときの住民の避難についてですね。どのように、我々はそのとき、消防団はそういう災害になりますと広域の中に入るというふうになっておって指示されるわけですけれども、そのときに感じたのは、住民の方々に避難をどのように消防として考えておったのかですね。今どのような規定があるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 2番、議案審議からちょっと外れかげんですので、この答弁だけにしてください。

佐藤消防長。

○消防本部消防長（佐藤光弘君） 手数料の部分ではございませんけれども、火災防御という部分でお答え申し上げさせていただきます。

議員におきましては、消防団というお立場で地域の安全・安心に、さらにはただいまのように危険物作業におきまして御尽力を賜り感謝申し上げます。

ただいま現場における避難広報等のお話がございました。現在、消防本部におきましてはあらゆる災害、火災状況に応じまして出動態勢を整えております。例えば、ただいまの危険物でございませすれば危険物施設用の火災出動ということでフォーメーションをとりまして、それに見越す台数あるいは車種というものを出動させております。また、指揮隊という運用をしておりまして、まずは率先して現場に着いて、どのような火災状況であるか、どれくらいの危険性があるかということを一いち早く把握します。その上で付近の住民に広報申し上げると。

そして危険物の場合は、やはり一定の範囲を絞って区画を限って避難させる状況が必要であります。それで、消防警戒区域であったり火災警戒区域、そういった高度の体制を組みながら皆様に避難を呼びかけるところでございませ。

ただ、現場におきましてはさまざまな危険がございませ。そうした中におきましても、消防本部としてもこういった体制をもちまして尽力は申し上げますが、やはり現場におきませ消防団あるいは各自主防災組織、婦人防火クラブ、そういった各皆様と連携をしながらいち早く情報を収集して早く安全・安心を確保するということが使命でございませるので、どうかよろしくお願ひ申ひませ。以上でございませ。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 関連を少し拡大してしまっただけでありますけれども、要するに工場、そういう危険物がある、その住民に対する不測の事故が発生したときの対応について思いがあったものですからお尋ねをしたわけでありませるのでお許しをいただければと思ひませ。

本題に戻させていただきます、東日本大震災での危険物の貯蔵所における罹災実態とその後の対応についてお尋ねをいたします。

条例には罹災に関する証明で、この期間が申請があったときには手数料の減免が出ておりますとなっておりますが、この点について何点あったのかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） お答えをいたします。

東日本大震災における大崎管内の危険物施設の事故につきましては31件発生しております。内訳としましては、施設の破損事故が29件、そして漏えい事故が2件発生しております。なお、消防本部としましては各所と連携をいたしまして立入検査を実施し、改修の指導に当たったところでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

広域消防といたしましては、いかなる場合においても不測の事態に対応するように準備をしていることは十分に理解しております。なおさら、こういった場合においても揺るぎなく対応していただけるように要望するものであります。

加えて、先ほど申し上げたとおり、本市の広域の部分の負担金についても年々高騰している部分がありますので、この手数料の部分についてはやはり1万キロ以下の部分についても手数料の値上げがあってもよかつたのではないかなという思いをしておりますので、そのことを申し伝えて質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号大崎地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

「日程第6 議案第21号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第1号)」

○議長（佐藤和好君） 日程第6 議案第21号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第21号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容は、児童福祉法施行令の一部改正による就学前の障害児の発達支援の無償化に伴い、障害児通所支援利用者負担金及び障害児通所給付費の歳入予算区分を変更し、財源の組み替えを行うものであります。

議案書の3ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算総額に変更はなく、款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、4ページに掲載のとおりであります。

次に、令和元年度補正予算に関する説明書につきまして御説明を申し上げます。

歳入補正予算の内容につきまして御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開き願います。

1款1項負担金は、障害児通所支援利用者負担金で発達支援の利用料無償化に伴い60万8,000円の減額であります。

9款2項雑入は、障害児通所給付費で国民健康保険団体連合会からの通所支援給付費の増額で60万8,000円の増額であります。

この結果、歳入歳出予算総額に変更はなく、歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定める補正予算となりました。

以上、議案第21号につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年第5回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年8月27日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 氏家 善男

署 名 議 員 平吹 俊雄